

新たな財政構造改革についての意見（案）

I 「財政構造改革基本方針」策定時（平成23年度）の状況

平成16年度の三位一体改革に名を借りた、地方交付税等の大幅な削減により、県に交付される地方交付税等は、平成16年度から19年度までの4年間で900億円を超える減額となり、県財政は危機に直面した。

このため、平成20年度の「財政収支の見通し」では、22年度までの3年間で多額の収支不足額が発生し、財政調整基金残高は枯渇寸前となる見通しとなったことから、県は、当小委員会の意見を踏まえ、財政構造改革基本方針を策定、財政健全化の取組みを進めた。その結果、3年間の目標を605億円としていた収支不足の解消は、625億円と、目標を上回る成果となった。

しかしながら、「百年に一度の経済危機」以降の厳しい経済・雇用情勢の長期化により、県税収入が大幅な減収となるなど、策定時の想定を大きく上回る財政悪化要因によって、自主財源の確保が一段と難しくなる一方で、歳出面では、扶助費など社会保障関係費の増加や、公債費が高水準で推移するなど、依然として厳しい財政状況が継続することとなった。

このため、平成23年度の「財政収支の見通し」では、25年度までの3年間に、約130億円の収支不足額が発生、25年度末には、財政調整基金残高は枯渇する見通しとなった。こうした状況の下、県から当小委員会に対し、今後の財政運営に対する意見が求められた。

当小委員会は、収支不足を回避するためのあらゆる取組みについて、議論し、県が、安定的に行政サービスを提供するためには、強固な財政基盤の構築が必要であり、県財政の当面の危機的状況を回避しながら、着実に「財政の健全化」を推進すべきであるとした、「意見書」を提出した。

これを踏まえ、県は、平成23年度から25年度までの3年間を改革期間とする「財政構造改革基本方針」を平成23年7月に策定した。

Ⅱ 「財政構造改革基本方針(H23~H25)」によるこれまでの成果

県は、厳しい財政状況の下、県民サービスの水準を維持するとともに、「持続可能な財政構造」への転換を図るため、次の3つの改革目標を掲げ、歳入確保、歳出削減のあらゆる取組みにより、財政構造改革を進めてきた。

①収支不足額の解消

平成23年度から25年度までの間に130億円

②公債費の縮減

平成21年度806億円を26年度までに600億円台
(一般財源ベース、臨時財政対策債を除く)

③財政調整的基金残高の充実

平成21年度末80億円を26年度末までに321億円

これらの目標の達成に向けた具体的な取組みとして、

- ・ 地方税財政制度の充実による地方交付税総額の確保や、経済対策など国の予算の制度設計に地方の知恵と発想を反映させる「徳島発の政策提言」を積極的に実施した。
- ・ 「禁じ手」である給与カットをはじめ、公債費の縮減など、義務的経費にまで踏み込んだ「聖域を設けない」大幅な歳出の削減・重点化を図った。
- ・ 県有施設の命名権を企業などに売却するネーミングライツの対象施設の拡大や自動販売機における公募制の導入などによる新たな手法による歳入確保対策を行った。
- ・ 施策の推進には予算を伴うという「固定観念から脱却」し、重点施策を着実に実施するため、「ゼロ予算事業」、「県民との協働推進事業」、「県民スポーツサー事業」の3本柱からなる「とくしま“トクトク”事業」や「実証実験」、「モデル事業」の拡充を図った。

- ・ 多様な効果の発現や経済波及効果を目指す、「歳出の中から歳入を生み出す取組み」を推進した。例えば、新運転免許センター等整備事業では、旧空港ビルを活用するとともに、災害時には広域緊急援助隊の一次集結場所とするなど、建設や解体に係る事業費の圧縮と機能強化の両立を図った。
- ・ 公共事業等について、事業効果の早期発現、緊急性、費用対効果及び後年度負担等を十分に勘案し、「大胆な質の転換」を図り、事前防災・減災対策や社会資本老朽化対策など、緊急性の高い対策への重点化を図った。
- ・ 外部機関による客観的な評価として、「信用力は極めて高く、優れた要素がある」との「AA（ダブルA）」を取得し、本県財政の「今後の健全性」を示すことによる効率的な資金調達や県債の新規発行を抑制した。

その結果、

- ・ 「収支不足額の解消」については、平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間で、約 130 億円の解消を図るとしていた目標に対し、現時点までに 124 億円を解消
- ・ 「公債費の縮減」については、平成 20 年度をピークに 5 年連続で減少、25 年度に、696 億円（臨時財政対策債を除く）となり、26 年度までに 600 億円台とする目標を 1 年前倒しで達成
また、「県債残高」についても、18 年度末をピークとして減少へと転じさせ、減少基調を維持
- ・ 「財政調整的基金残高の充実」については、財政調整基金と減債基金を合わせた残高を平成 26 年度末に、321 億円確保する目標に対し、25 年度末時点で、256 億円となる見通し

となっており、「持続可能な財政構造の実現」に向け、一定の道筋を見出せたものと言える。

Ⅲ 県財政を取り巻く環境の変化と「新たな方針」の必要性

本県歳入の約3割を占める地方交付税は、平成25年度地方財政計画で6年ぶりの減少に転じたが、20年度以降は、歳出特別枠の規模が維持されたことなどにより、その総額が確保されてきた。しかし、平成26年度地方財政対策に向けた「骨太の方針」や「中期財政計画」において、25年度には、1兆4,950億円が確保された歳出特別枠の見直しについて言及されるなど、今後の地方財政対策は非常に厳しいものとなることが懸念される。

本県財政の硬直化の最大の要因である、公債費は、減少に転じたものの、実質公債費比率は、20.8%と、北海道に次いで全国ワースト2位、また、臨時財政対策債を含めた県債残高についても、依然として高い水準で推移している。

今後は、高齢化の進行などによる、扶助費の増加は避けられない上、経済・雇用対策や防災・減災対策などの課題へ着実に対応する必要がある、財政運営は、依然として厳しい状況が続いている。

平成25年7月23日に開催された、とくしま未来創造プラン推進委員会では、このような状況を踏まえ、平成26年度以降の新たな財政構造改革に取り組む必要があるとの意見があり、その方向性については、当小委員会で議論することとなった。

当小委員会は、これまでの県の財政構造改革の取組や現状の分析、直面する課題などについて審議を行った結果、次のような取組みを行う必要があると考える。

Ⅳ 「新たな財政構造改革基本方針」の取組みの方向性

これまでの財政構造改革の取組みにより、一定の成果が見られるものの、中期的視野に立って、「新たな財政構造改革基本方針」を策定し、その中に改革の方向性や具体的方策を盛り込み、これに沿って改革を着実に推進すべきである。

その際には、可能な限り義務的経費の縮減を進め、政策的経費の確保に努めるとともに、民間の活力やノウハウの活用、外部委託の検討、外部資金の活用など、これまでに一定の取組みがなされているものについても、従来の手法にとらわれない柔軟な発想により、踏み込んだ取組みを進め、提言を通じた制度の改善や改革も視野に入れる必要がある。

1 総括的事項

新たな財政構造改革では、将来目標を設定し、取組みの方針や具体策を明確に示した上で、取り組む必要がある。財政構造改革の取組みは、県民の理解と協力なくしては、推進できないものであり、県の財政状況や財政構造の課題、対策について、意識の共有を図ることが極めて重要である。

そうした視点に立ち、新たな方針においては、とりわけ、以下の点に留意する必要があると考える。

① 実質公債費比率の改善

徳島県が、厳しい財政運営を強いられている最大の要因は、公債費負担の水準が高いことによる。平成 20 年度をピークとし、5年連続で縮減しているものの、当面は、「国の経済対策」に呼応して発行した県債の償還による負担が続く見込みである。

「公債費負担適正化計画」では、**実質公債費比率**を 28 年度に 18 %未満に抑制することとしている。この目標を確実に達成し、弾力性のある財政構造を実現するためにも、引き続き、公債費の縮減を進める必要がある。

② 将来の公債費負担への対応

県債残高は、平成 18 年度をピークとし、減少基調を維持しているものの、臨時財政対策債を含めた県債残高は、依然として高い水準で推移している。県債の償還は、将来、確実に発生する負担であることから、公債費の的確な将来推計のもと、**減債基金の着実な積立**を行うなど、将来の償還に備える必要がある。

③ 財政調整基金残高の確保

交付税をはじめとした依存財源の影響を受けやすい財政構造の本県が、将来にわたり安定的な財政運営を行うためには、一定規模の財政調整基金を確保する必要がある。財政構造改革を進め、歳入に見合った歳出規模への転換により、収支不足を生じない財政運営を行い、**財政調整基金の残高**を、少なくとも「現在の水準で維持」すべきである。

2 歳出改革

① 人件費

職員数や超過勤務の縮減を図るなど、引き続き、総人件費の抑制に努めるべきである。その際には、常に業務の簡素化、効率化や仕事の進め方を見直す業務改善を実施するとともに、少子高齢化が進行する本県の実情を踏まえれば、ワークライフバランスの実現はもとより、有為な人材の確保にも繋がる「在宅勤務」や「サテライトオフィス」の設置といった「テレワーク」の導入をはじめ、「新たな働き方」についても、積極的に推進すべきである。

② 扶助費

「扶助費」は、義務的経費であるものの、本県財政を大きく圧迫する要因となっている。高齢化の進行をはじめとした要因により、今後も増加する見込みではあるが、抑制に向けた取組を進める必要がある。医療の効率的な提供を推進するとともに、給付事業については、コスト意識を持ちつつ、適正な受給者認定や制度の運用・執行についてチェックを行うべきである。また、制度の改善を図るためにも、地方の実情を踏まえた国への提言を行うべきである。

③ 公債費

外部の専門機関の客観的評価である、「依頼格付け」において、「信用力は極めて高く、優れた要素がある」との評価である「AA（ダブルA）」を維持し、本県財政の「健全性」を示すことにより、総利払い額の縮減に努め、将来の公債費負担の抑制に努めるべきである。

「公債費」は、これまで適切に抑制がなされてきたが、今後においても公債費負担の適切な将来見通しのもとに、引き続き県債発行の抑制を進める必要がある。公債費負担の軽減により、財政の弾力性を取り戻し、公債費以外に充てる財源の確保に努めるべきである。

④ 投資的経費

公共事業の大胆な「質の転換」を図り、社会資本の老朽化対策による施設のライフサイクルコストの最小化を図るための取組みを進めるべきである。

老朽化した施設の更新、新規整備にあたっては、既存ストックの有効活用を十分に図り、改築や処分に係るコストを削減するとともに、利便性の向上にも資するよう努めなければならない。

とりわけ、発生が懸念される大規模地震へ備えるため、事前防災・減災対策を着実に推進する必要がある。特に南海トラフ巨大地震対策については、「南海トラフ巨大地震の対策に関する特別措置法」の成立を受け、今後、措置される財源を最大限に活用するとともに、県の「震災対策基金」についても、必要に応じて取崩しによる活用を図るべきである。

大規模事業は、投資に見合う効果を十分検証した上で、より効果的な事業から着手をするとともに、規模縮小やコスト縮減、進捗調整についても再検討をすべきである。

⑤ 予算の重点化・効率化

限られた財源の中、予算の重点化に当たっては、県民目線でニーズを把握し、県内経済や県民生活への波及効果や手法を点検し、徹底した「歳出の中から歳入を生み出す取組み」の視点により、効果の高いものから実施すべきである。

外郭団体は、様々な分野における専門性を活かし、行政の補完・代替という役割が期待されているが、社会経済情勢の変化に応じ、経営健全化や透明性の確保のための取組みを推進すべきである。

特別会計は、一般会計に依存しない適切な運営が可能となるよう、事業の効率化や歳入確保などを進め、徹底した改善を行うべきである。

⑥ NPO・民間等との連携

施策推進に当たっては、常に県や市町村といった公的セクターが主体となってサービスを提供するのではなく、NPOや民間企業など、「多様な主体」の持つ、技術や能力、ノウハウなどの強みや特性を活かす連携を図るべきである。その際には、これまでの手法や考え方にとらわれない柔軟な発想を活かすため、NPOや民間企業などからの提案による課題解決を図る取組みなどを進めるべきである。

3 歳入改革

① 政策提言

一般財源総額の確保をはじめとする地方税財政制度の充実や、国の施策の制度設計に、本県の知恵と発想を反映させるため、時期を的確に捉え、積極的に「徳島発の政策提言」を進めるべきである。

② 受益者負担等のあり方

県税については、全国的にも高い徴収率を維持しているが、自主財源の確保を図るためには、適切な賦課に努めるとともに、収入未済額の縮減について、市町村との連携による取組みを一段と進め、税の公平性の観点からも、悪質滞納者は断じて見逃さない姿勢で徴収対策を強化すべきである。

また、税務協力団体等と連携し、納税の重要性について、あらゆる機会を捉えた啓発を進め、「納税意識の向上」を図るべきである。

その他の未収金については、景気低迷の影響等により厳しい状況にあるものの、効果的な督促や法的措置について、組織横断的な取組みを推進するなど、一層の回収強化に努めるべきである。

県の使用料・手数料についても、受益者負担の適正化や負担の公平性の確保について、提供に要するコストやサービスの水準などの観点から、十分検討を行うべきである。

③ 新たな収入の確保

国庫支出金・外部資金について、競争的資金や研究資金をはじめ、資金の掘り起こしや助成対象事業の分析を行い、全庁を挙げて情報を共有することにより、部局を超えた、徹底的な活用を進めるべきである。

県有施設の命名権を企業などに売却するネーミングライツをはじめ、新たな収入確保については、これまでの取組みにより、一定の成果があがっているが、引き続き、更なる工夫を凝らしながら歳入確保対策を進めるべきである。

④ 県有財産

未利用財産については、利活用について幅広く検討を行った上で、処分可能な財産は、着実に売却を進めるべきである。

現在活用している施設についても、庁舎スペースや敷地の有効活用を検討するなど、更なる活用を進めるべきである。

財政調整基金については、地方財政を取り巻く環境の急激な変化にも対応できるよう、基金残高の確保に努めるべきである。

減債基金については、将来の県債償還の適切な見込みのもとに、必要額の積立てに努めるなど、計画的な管理と活用に努めるべきである。

基金の運用については、的確な将来見通しのもと、長期運用が可能なものについては、債権運用を進めるなど、より確実かつ有効な活用を進めるべきである。

V 県民の夢や希望の実現について

我が国経済は、デフレからの早期脱却、経済再生に向けた政府の大胆な経済政策、いわゆる「アベノミクス」により、都市部の大企業をはじめ、一部において、回復の兆しが見られるものの、地方においては、未だ実感できるものにはなっていない。

県は、これまで、給与カットや公債費の縮減をはじめとする歳出削減やあらゆる歳入確保対策による、「聖域を設けない改革」を進めた結果、財政状況には一定の改善が見られる。しかし、今後の扶助費の増加や、1,000兆円に迫る国・地方を合わせた長期債務残高など、地方財政を取り巻く状況は厳しく、不断の取組として、財政構造改革を進める必要がある。

県民の夢や希望を実現し、本県の明るい未来を創造するために、財政構造改革はバランスのとれた取組とする必要がある。歳出削減に頼る改革となつては、縮小均衡に陥り、新しい産業の創出や人口減少への対応など、創造的な施策の推進や課題への対応が困難となることが懸念される。

あらゆる歳入確保対策と無駄を許さない徹底した歳出削減に取り組む一方で、限られた予算の重点配分を図り、「これからの時代の礎を築く施策」や「波及効果の高い施策」の積極的な展開に努めるべきである。

そのために、中期的な見通しのもと、「新たな財政構造改革」を着実に進めることにより、創造的な施策が実行できる安定的な財政基盤の確立に努めて欲しい。

平成25年12月6日

財政構造改革小委員会

委員	阿部	頼孝
委員	石田	和之
委員	井関	佳穂理
委員	柿内	慎市
委員	加渡	いづみ
委員	濱尾	重忠